様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十二月二十七日

中国経済産業局長　井辺　國夫

一　件名　宇部市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年一月二十三日　午後二時から

三　場所　宇部興産ビル四〇三会議室　（山口県宇部市相生町八番一号）

四　事案の要旨

１　ガス料金の変更、原料費調整制度に係る指標の変更等

２　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び宇部市ガス水道局ガス事業部（山口県宇部市港町一丁目十四番三十五号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「宇部市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年一月十日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号七三〇―八五三一　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、往復はがき（住所、氏名及び「宇部市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年一月十日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

宇部市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月二十二日（木）

○一般案件（抜粋）

一、平成二十四年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（了解）（内閣府本府）

一、シリア政府関係者等に対する資産凍結等の措置の対象の追加について（了解）（外務・財務・経済産業省）

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等に係る公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第４項の規定により、次のとおり公告する。

１．登録番号　関東財務局長（金商）第1743号

２．名称　株式会社リフィットキャピタル

３．営業所　東京都渋谷区渋谷一丁目17番１号ＴＯＣ第２ビル1006号室

４．上記の業者については、営業所の所在地が確知できないため、当該業者は平成24年１月26日までに関東財務局理財部証券監督第２課あて申し出をされたい。

５．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

平成 23 年 12 月 27 日

関東財務局長　居戸　利明

国営兵村土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営兵村土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 23 年 12 月 27 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営兵村土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成23年12月28日から平成24年１月31日まで

３　縦覧場所

北海道紋別郡湧別町事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第５８４号

東京都港区新橋５丁目22番10号

申立人　日立キャピタル債権回収株式会社

本籍北海道苫小牧市澄川町５丁目27番、最後の住所北海道苫小牧市澄川町５丁目27番17号、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日平成23年２月１日、出生の場所北海道三石郡三石町、出生年月日昭和33年11月25日、職業不明

被相続人　亡　吉田　敏也

事務所北海道苫小牧市表町３丁目２番13号

王子不動産第２ビル５階

相続財産管理人　弁護士　岡田　秀樹

札幌家庭裁判所苫小牧支部